

公立大学法人札幌市立大学定款変更の件

令和 6 年（2024 年）2 月 1 4 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 8 条第 2 項の規定により、公立大学法人札幌市立大学の定款の一部を次のように変更する。

- (1) 第 1 7 条第 1 号中「及び毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）」を削る。
- (2) 第 2 1 条第 1 号及び第 2 5 条第 1 号中「及び年度計画」を削る。

附 則

変更後の定款は、令和 6 年 4 月 1 日又は総務大臣及び文部科学大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

（理 由）

地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人における年度計画を策定する義務が廃止されたことを踏まえ、公立大学法人札幌市立大学において年度計画の策定を廃止することに伴い、同法人の役員会の議決事項等を変更するため、本案を提出する。